

山梨県循環器病対策推進計画の概要（案）

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

循環器病が、死亡原因等の主要なものとなっていることに鑑み、県民の健康寿命の延伸等を図るため、循環器病対策の基本事項を定める

2 計画の位置付け

循環器病対策基本法第11条の「都道府県循環器病対策推進計画」として位置付け

3 計画期間

R4~5（当初は2か年計画とし、以降6年ごとに見直し）

II 現状

脳卒中、心疾患などの循環器病は、がんに次ぐ死亡原因

【参考】死因別死亡割合（R2）

第1位：がん(24.8%)、**第2位：循環器病(22.3%)**

III 全体目標

1 健康寿命の延伸(H28⇒R5)

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

2 年齢調整死亡率※の減少（H27⇒R5）

脳血管疾患 男性：42.0 ⇒ 25.6

女性：23.0 ⇒ 12.9

急性心筋梗塞 男性：17.7 ⇒ 13.6

女性：6.8 ⇒ 4.6

IV 分野別施策

1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

(1) 循環器病の主要な危険因子となる生活習慣病の予防

⇒ **重点取組：循環器病の発症予防及び再発予防に向けた対策の強化**

(2) 循環器病を予防・早期発見する健診の普及や取組の推進

(3) 循環器病の急激な病態変化に関する知識の普及啓発

⇒ **重点取組：循環器病の発症時の緊急受診の必要性に関する啓発**

2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

(1) 救急搬送体制の整備

⇒ **重点取組：救急隊の知識及び技術の向上による病院前救護体制の充実**

(2) 急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築

⇒ **重点取組：急性期における専門的な治療体制の確保**

(3) 在宅療養が可能な環境の整備

(4) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

3 循環器病患者等を支えるための環境づくり

(1) 循環器病に関する適切な情報提供と相談支援

(2) 循環器病の後遺症を有する方に対する支援

(3) 治療と仕事の両立支援・就労支援

※ 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率（人口10万対）